

農地を宅地、駐車場、道路、植林地等の農地以外のものにする（転用）には、知事の許可（農地の面積が4ヘクタールを超える場合は農林水産大臣の許可）を受けなければなりません。（農地法第4条、第5条）農地を青空駐車場として利用する場合や農業用施設を建てる場合なども転用になりますので許可が必要です。ただし、農地を自己の農地の利用・保全のために必要な施設（水路、道路等）や2アール未満の農地を自己用の農業経営施設（農舎、畜舎等）に転用する場合等は許可が不要です。（この場合、農業委員会へ農地転用制限例外の届出を提出してください。）

- 農地転用の許可申請手続きは？
- 農地転用の手続きには、次の2つのケースがあります。
- 1 県知事の許可  
（農地が4ヘクタール以下の場合）  
県知事の許可を受けようとする場合は、申請書を農業委員会を経由して県知事に提出してください。
  - 2 農林水産大臣の許可  
（農地が4ヘクタールを超える場合）  
農林水産大臣の許可を受けようとする場合は、申請書を県知事を経由して農林水産大臣に提出してください。

なお、この場合は、申請に先立ち事前に審査を受けることができます。

○農地転用の判断基準は？

農地法では、優良農地を確保するとともに、農業以外の土地利用との調整を図るため、次の2つの基準により転用の可否を判断することとしています。

1 立地基準（申請に係る農地の営農条件や周辺の市街地化の状況から転用の可否を判断する基準）

農用地区域内にある農地や集团的に存在する農地等良好な営農条件を備えている農地については、農業用施設、集落接続の住宅等を除き原則として転用を許可することができません。（農用地区域の確認は、役場農林課へお問い合わせください。）

一方、市街地の区域内や市街地化が見込まれる区域内にある農地については転用を許可することが可能です。

2 一般基準（土地の効率的な利用の確保という観点から転用の可否を判断する基準）

農地を転用して申請に係る用途に供することが確実と認められない場合や周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがあると認められる場合等は転用を許可することができません。

○許可なく転用したら？

許可を受けなかったり、届出せずに農地を転用すると売買などの法律行為が無効になり、所有権移転の登記もできません。また農地法に違反することになり、農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、県知事は工事の中止、原状回復などを命ずることができます。

農地転用の許可申請受付は、農業委員会で行っています。農地転用に関する手続きや疑問は、まず農業委員会へ相談してください。

■問い合わせ 周防大島町農業委員会（農林課内）  
☎0820（79）1002



## 指名手配被疑者の検挙にご協力を！

平成25年8月末現在、全国の警察から指名手配されている者は、約830人に上っています。これらは、殺人、強盗等の凶悪事件のほか、暴行、傷害、窃盗、詐欺、横領等の事件の被疑者で、再び犯行を行うおそれがあります。

警察では、特に重大な犯罪の被疑者を選定した上で、11月中に全国警察の総力を挙げて追跡捜査を行い、顔写真入りのポスターを県民の皆様の目に触れやすい場所に掲示するなど、皆様からの情報提供を呼び掛けて、これら被疑者の早期検挙に取り組むこととしております。

指名手配被疑者の発見・検挙には、県民の皆様のご協力が是非とも必要です。指名手配被疑者によく似た人を見た、知っているなど、ささいな情報でも結構ですので、警察に通報していただくようお願いします。

### ◆問い合わせ

周防大島幹部交番 ☎0820（72）0110

柳井警察署 ☎0820（23）0110